

衆議院 議院 運 營 委 員 会 議 録 第 十 六 号

平成九年十一月二十八日(金曜日)

正午開議

出席委員

委員長 亀井 善之君

理事 大島 理森君

理事 達次 一郎君

理事 松下 忠洋君

理事 高木 義明君

理事 東中 光雄君

理事 石崎 岳君

理事 新藤 義孝君

理事 田野瀬良太郎君

理事 大口 善徳君

理事 齊藤 鉄夫君

理事 松崎 公昭君

理事 古川 元久君

理事 小坂 憲次君

委員外の出席者

議長 伊藤宗一郎君

副議長 長 渡部 恒三君

事務総長 長 谷 福丸君

委員の異動

十一月二十八日

補欠選任

砂田 圭佑君

江渡 聡徳君

中野 正志君

川内 博史君

渡辺 周君

同日

補欠選任

中野 正志君

石崎 岳君

砂田 圭佑君

近藤 昭一君

古川 元久君

本日の会議に付した案件

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○亀井委員長 次、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

議事日程 第八号

平成九年十一月二十八日

午後一時三十分開議

- 第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○亀井委員長 それでは、本日の本会議は、午後一時二十分予鈴、午後一時三十分から開会いたします。

○亀井委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来る十二月二日火曜日午後一時から開会することいたします。また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料	月額
一	二	三七四、九〇〇円	三九六、五〇〇円
二	一	四四九、六〇〇円	四七一、四〇〇円
三	一	四八三、二〇〇円	四九五、〇〇〇円
四	一	五〇六、八〇〇円	五二八、六〇〇円
五	一	五三〇、四〇〇円	五三八、二〇〇円
六	一	五四六、〇〇〇円	五六五、七〇〇円
七	一	五七八、六〇〇円	五八七、一〇〇円
八	一	五九五、六〇〇円	
九	一		

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料	月額
一	二	二八〇、八〇〇円	二九一、三〇〇円
二	一	三三三、二〇〇円	三四〇、七〇〇円
三	一	三四九、二〇〇円	三五七、八〇〇円
四	一	三六六、三〇〇円	三九七、五〇〇円
五	一	四〇六、九〇〇円	四一六、四〇〇円
六	一	四二五、九〇〇円	四三二、二〇〇円
七	一		
八	一		
九	一		

附則

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から起算して、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の法の規定を適用する場合において、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第六条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 期末特別手当

第七条の三第二項中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「得た額に」を「得た額(行政職給料表)の適用を受ける国会議員でその職務の級が九級以上であるものと並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会議員

のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額に」に改める。

第七条の五第二項中「(宿日直手当)の下に」を「期末手当を加え、同条を第七条の六とする」。

第七条の四第二項中「百分の六十」の下に「(特定幹部職員にあつては、百分の八十)を加え、同条の次に次の一条を加える」。

第七条の五 期末特別手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける国会職員に対して、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会職員で指定職給料表の適用を受けていたもの(第十四条第二項の規定の適用を受ける国会職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)についても、同様とする。

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百九十を乗じて得た額に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本議長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	百分の百
三月	六月	
二月十五日以上三月未満	五月以上六月未満	
一月十五日以上二月十五日未満	三月以上五月未満	
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

前項の本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける国会職員が同項に規定する在職期間において法第二十八条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に應ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。

第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料月額及びこれ

に対する調整手当の月額合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（両議院の議長が協議して定める国会職員以外の国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

第二項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十四条第一項中「期末手当」の下に「期末特別手当」を加え、同条第二項中「期末手当」の下に「又は期末特別手当」を加える。

第十五条第一項中「三万八千五百円」を「三万八千九百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職 名	給 料 月 額
国立国会図書館の館長	一、六七〇、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、六三四、五〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給	給	料	月	額
					円
1					589,000
2					653,000
3					724,000
4					804,000
5					867,000
6					931,000
7					1,017,000
8					1,098,000
9					1,177,000
10					1,260,000
11					1,335,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

各議院法制局の法制局長	一、五九九、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	四号 給 一、二九七、五〇〇円 三号 給 一、一七七、〇〇〇円 二号 給 一、〇九八、〇〇〇円 一号 給 一、〇一七、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	八号 給 五一六、五〇〇円 七号 給 四八〇、〇〇〇円 六号 給 四四〇、〇〇〇円 五号 給 三九六、五〇〇円 四号 給 三五三、三〇〇円 三号 給 三一八、〇〇〇円 二号 給 二九一、三〇〇円 一号 給 二七〇、二〇〇円

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	187,000	221,400	239,300	260,000	279,800	301,500	337,000	376,600	426,100
2	136,300	173,000	194,000	229,700	248,400	269,200	289,200	311,700	349,300	389,100	440,800
3	140,700	179,800	201,100	238,200	257,500	278,400	298,900	322,000	361,600	401,700	455,500
4	145,300	187,000	208,300	247,200	266,300	287,600	308,800	332,600	373,600	414,300	470,300
5	150,500	192,800	216,200	256,300	275,000	296,800	318,700	343,200	385,500	427,000	485,100
6	156,400	198,100	224,200	265,000	283,700	306,300	328,800	353,800	397,400	439,400	499,700
7	162,500	203,300	232,100	273,500	292,400	315,800	338,900	363,900	409,300	451,600	514,300
8	168,800	208,500	239,600	282,000	301,100	325,400	348,900	373,700	421,300	463,500	528,900
9	173,400	213,400	246,200	290,300	309,700	335,000	358,600	383,500	433,200	475,200	543,500
10	177,000	217,900	252,700	298,500	318,200	344,500	368,100	393,200	444,400	486,600	558,100
11	180,000	222,300	259,100	306,400	326,500	354,100	377,500	402,900	455,000	496,700	569,700
12	182,700	226,700	264,900	313,900	334,200	363,600	386,600	412,600	465,100	505,900	577,100
13	185,400	231,000	270,500	321,200	341,900	372,900	395,400	421,800	473,400	513,700	584,300
14	187,600	234,400	275,700	328,300	349,300	382,000	402,600	430,600	480,400	520,900	590,500
15	189,700	237,500	280,900	334,700	355,200	389,800	408,800	437,100	487,300	525,500	595,300
16	191,300	240,600	285,600	340,500	360,300	395,800	414,400	443,400	492,100		
17		243,700	289,800	344,600	364,800	401,600	419,200	447,600	496,700		
18		246,600	293,500	348,200	368,500	405,600	423,200	451,800	501,000		
19		248,600	296,900	351,800	371,900	409,500	427,100	455,900			
20			299,400	354,300	375,100	413,200	431,000	459,800			
21			301,600	356,800	377,900	416,900	434,900	463,600			
22			303,800	359,300	380,700	420,600	438,600				
23			306,000	361,900	383,500	424,300					
24			308,200	364,500	386,300	427,900					
25			310,400	366,900	389,100						
26			312,500	369,300	391,900						
27			314,600	371,700							
28			316,700	374,100							
29			318,800								
30			320,900								
31			323,000								
32			325,100								

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、183,200円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 —	円 166,400	円 185,100	円 203,000	円 229,700	円 258,500
2	122,100	173,200	191,000	209,200	236,700	265,900
3	125,800	179,100	197,000	215,700	243,700	273,400
4	129,600	185,000	203,000	222,700	250,800	281,500
5	133,300	190,300	209,100	229,600	257,800	289,700
6	137,300	195,400	215,500	236,400	264,700	298,200
7	142,100	200,700	222,200	242,700	271,500	306,800
8	146,900	206,100	228,600	248,700	277,800	315,200
9	152,900	211,500	234,900	254,600	283,700	323,400
10	159,100	216,800	240,800	260,500	289,400	331,300
11	166,200	222,400	246,500	266,000	295,000	339,100
12	173,000	227,600	252,200	271,300	300,600	346,500
13	178,800	232,500	257,500	276,400	306,000	353,800
14	184,300	237,400	262,700	281,500	311,200	360,300
15	189,000	242,200	267,700	286,400	316,100	366,800
16	193,500	246,500	272,400	291,300	321,000	373,200
17	198,100	250,700	277,300	295,500	325,700	379,300
18	202,200	254,600	282,000	299,200	330,200	384,900
19	205,900	258,000	286,500	302,500	334,500	390,200
20	209,000	260,600	290,300	305,700	338,400	395,000
21	212,100	262,700	293,100	308,800	342,100	399,800
22	215,200	264,800	295,700	311,700	345,500	404,100
23	218,100	266,600	298,100	314,500	348,200	407,500
24	220,900	268,300	300,300	317,300	350,900	
25	223,300	270,000	302,400	319,900	353,300	
26	225,600	271,800	304,500	322,300	355,700	
27	227,800	273,600	306,600	324,600	358,100	
28	230,000	275,400	308,700	326,800		
29	232,100	277,200	310,800	329,000		
30	234,100	279,000	312,900	331,200		
31	236,000	280,800	314,900	333,400		
32	237,800	282,600				
33		284,400				

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職 の 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	円	円	円	円	円	円	円
2	150,500	173,000	187,000	229,700	267,600	299,500	333,100	355,800
3	156,400	179,800	201,100	247,500	287,800	320,900	354,500	376,800
4	162,500	187,000	208,300	257,300	297,600	331,600	364,800	387,100
5	168,800	192,800	216,200	267,100	307,300	342,300	374,900	398,200
6	173,400	198,100	224,200	276,900	316,900	353,000	384,900	412,400
7	177,000	203,300	232,100	286,900	326,400	363,300	395,000	423,600
8	179,800	208,500	239,500	296,500	335,800	373,300	406,600	434,600
9	182,400	213,400	246,000	306,100	344,700	383,200	416,100	444,900
10	184,100	217,600	252,200	315,500	353,600	392,800	422,600	454,800
11		220,500	258,000	324,500	362,300	402,300	428,600	464,300
12		222,500	262,600	333,500	370,100	411,000	434,600	471,200
13		224,500	266,400	342,000	375,900	415,900	439,600	478,000
14		226,400	269,800	350,400	381,400	419,800	444,600	484,800
15		228,300	273,100	357,200	386,200	423,700	449,500	489,900
16			275,600	363,200	390,100	427,400	454,400	494,500
17			278,000	367,700	393,800	431,200	458,500	498,900
18			280,400	371,600	397,400	435,100	462,500	503,300
19			282,700	374,900	400,800	439,000		507,700
20			284,900	378,200	404,100	442,700		512,100
21			287,000	381,400	407,300	446,400		516,500
22			289,100	384,600	410,500			520,900
23			291,200	387,600	413,700			525,200
24			293,200	390,600				
25			295,200	393,600				
26			297,100	396,500				
27			299,000	399,400				
28			300,900					
29			303,000					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職 の 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	234,100	261,600	290,600	315,700	342,600
2	159,100	201,200	242,200	270,900	300,700	325,900	352,900
3	166,800	209,400	251,200	280,200	310,800	336,100	363,200
4	174,500	217,700	260,400	289,500	321,000	346,400	373,600
5	181,800	225,000	269,600	298,800	331,200	356,600	384,000
6	191,100	232,300	278,800	308,600	341,500	366,800	394,100
7	201,000	240,100	288,100	317,600	351,700	377,200	404,200
8	208,500	248,300	297,400	326,800	361,900	387,300	414,200
9	215,900	256,600	306,600	336,500	372,100	397,400	424,800
10	223,200	264,900	315,100	346,000	382,000	407,400	435,400
11	229,800	273,300	324,100	355,500	392,000	417,700	446,000
12	236,900	281,700	333,400	364,900	402,000	427,900	456,000
13	244,600	290,100	342,700	374,000	412,100	437,800	465,600
14	251,500	298,500	351,800	383,200	422,100	446,600	475,200
15	259,400	307,000	361,200	393,000	431,400	455,200	484,000
16	267,300	315,500	370,300	403,100	440,200	463,500	490,900
17	275,200	324,100	379,500	410,900	448,600	469,700	497,600
18	283,100	332,500	389,300	418,200	455,900	475,100	502,100
19	290,400	340,700	399,400	424,600	461,500	479,600	506,000
20	297,700	348,500	407,200	431,300	466,800	483,400	509,900
21	304,700	356,100	414,500	436,000	470,500	487,100	513,700
22	311,500	364,100	420,800	440,000	474,100	490,800	517,500
23	318,200	372,100	427,000	443,700	477,700	494,500	
24	324,900	379,800	431,000	447,000	481,300	498,200	
25	331,300	387,300	434,500	450,300	484,900		
26	337,800	394,600	437,800	453,500	488,500		
27	344,500	400,700	441,100	456,700			
28	351,200	406,900	444,300				
29	357,600	410,800	447,300				
30	363,400	414,300	450,300				
31	368,500	417,600					
32	373,100	421,000					
33	377,900	424,000					
34	380,800	427,200					
35	383,700	430,100					
36	386,600						
37	389,300						
38	392,000						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成九年 月 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に二号を加える改正規定、第七條の三第二項の改正規定(百分の五十を百分の五十五に改める部分を除く)、第七條の五第二項の改正規定、同条を第七條の六とする改正規定、第七條の四第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第十四條の改正規定並びに附則第三項及び第十項の規定 平成十年一月一日

二 第十五條第一項の改正規定及び別表第一から別表第五までの改正規定(別表第一中国立国会図書館の館長の項から各議院事務局の常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員の項まで並びに別表第二に係る部分に限る。) 平成十年四月一日

2 この規程(前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第五項において同じ。)による改正後の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。

3 この規程(附則第一項第一号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国会議員の給与等に関する規程(附則第十項において「新給与規程」という。)第七條の五第二項(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本議長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額)に係る部分に限る。及び第三項の規定は、同条第一項に規定する基準日が平成十年六月一日以後である期末特別手当について適用する。

4 最高号給を超える給料月額額の切替え等)
平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の

前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額額を受けていた国会議員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(切替期間における異動者の号給等)

5 切替日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)

7 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づく定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成十年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)

8 施行日から平成十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はそ

の受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(期末手当に関する特例措置)

9 平成十年三月に支給する期末手当(改正後の規程別表第一国立国会図書館の館長の項から各議院事務局の常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員の項までの規定の適用を受ける国会議員に対して支給するものに限る。)に関する改正後の規程第七條の三第二項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

(期末特別手当に関する特例措置)

10 平成十年三月に支給する期末特別手当に関する新給与規程第七條の五第二項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

(給与の内払)

11 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(両院議長協議決定への委任)

12 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。